

これで安心！企業のメンタルヘルス対策



「試し出勤」に
労災は適用されないの？！



みなとみらい人事コンサルティング <http://mmjinji.com/>

(045)664-3330 横浜市西区みなとみらい5-3-2-2310

復職前の**試し出勤**の際

通勤や仕事中のケガは、**労災保険は対象外**？

まだ体調は心配だけど、
復帰に向けて出社の練習

試し出勤の通勤中、駅で
ポニーとして、階段で転倒

試し勤務中、書類を持って
移動中に転倒してケガ

この点について、河野太郎衆議院議員は、「試し出勤」についての質問主意書を提出。

「試し出勤」中に発生した災害は、労働者災害補償保険法の「業務災害」又は「通勤災害」に該当するか？

どのような場合に該当するか、もし該当するならば、「試し出勤」実施中に発生した災害が業務災害または通勤災害として補償の対象となり得ることを、国として民間企業に周知徹底すべきではないか。

「例えば、『心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き』を改訂し、より明解に記載すべきではないか」と質問をしました。これに対し、答弁書において、

「**「試し出勤」中に労働者が受けた災害については、労働者災害補償保険法第7条の業務災害、通勤災害に該当する場合がある**」とし、職場復帰支援の手引き」の改訂を含め、具体的な方策を講じ、民間企業に対する周知の徹底を図り、「**「試し出勤」をしている労働者が、復帰を予定する職場において、使用者の指示に基づき当該職場の業務に関連する作業に従事するなどの状況において、当該作業に起因して災害を受けた場合や、当該作業を行うために通勤する途中で災害を受けた場合には、業務災害等として認められることがあり得る**」と回答しました。どのようなことを行っていた場合に労災に該当するのかまでは明確になっていませんが、このような質問および答弁が行われたことにより、「試し出勤」制度が進むことが期待されます。